

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

市町村名 (市町村コード)	朝来市 (282251)	
地域名 (地域内農業集落名)	朝来市和田山町竹田地域 (安井区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月20日 (第6回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、農業者の高齢化が進み、年々耕作者数が減少している状況である。また、後継者についても未定の農家が多く、将来の農地の維持管理にも不安を抱える農家が多い。
- ・当地区は、中山間地であり畦畔面積も大きく、耕作期間を通じた草刈り等圃場の維持管理作業に労力がかかるため、農業後継者不足の原因の一つになっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地区には、担い手農家が現在3軒あり、地域の農業全般にわたりリードしてもらっているので、将来もこれら担い手農業者の協力を得て、農地の集積をはじめ、各農家の後継者の状況に応じた作業委託を行いながら地区の農業を 守っていく方針である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象農地を中心に今後も維持管理していく農地を区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当地区の場合、担い手農家があるため、一般農業者とのバランスを考慮しつつ、作業委託や農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・今後、農地中間管理機構(農地バンク)の重要性が、ますます増してくると思われる。当地区においても、この重要性を各農家が十分認識し、必要に応じてこの制度を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手農家が必要とするような農地の大規模化や、農業後継者が必要とする水路・農道等の基盤整備事業について積極的に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手農家に農地を集積していく中でも、地域内外に芽生える可能性のある、農産物加工品(味噌等)の原料栽培や果樹の栽培等の、多様な経営体を育てていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・当地区の場合は、担い手農家が中心となって、合理的な防除作業等必要に応じた支援サービスを取り入れていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①当地区の農地と山地の境界を防護ネットで囲っている。加えて個々の農地においても必要に応じてネットやワイヤーメッシュで囲い防護している。
- ③担い手農家において、ドローンによる防除作業を行っている。
- ⑤地区内の農家でブルーベリー等を栽培している農家がある。
- ⑦畦畔、水路、農道等個々の農家、水利組織等で保全・管理等を行っている。